

放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定についての一部を改正する通知新旧対照表

○放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（平成23年8月1日付け23消安第2444号・23生産第3442号・23林政産第99号・23水推第418号農林水産省消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官通知）
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 暫定許容値の設定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値</p> <p>① 馬、豚、家きん等用飼料中に含まれることが許容される最大値 300ベクレル/kg（粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量）</p> <p style="margin-left: 2em;">飼料から畜産物への移行係数、食品中の暫定規制値（放射性セシウムについては、肉500ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 牛用飼料中に含まれることが許容される最大値 100ベクレル/kg（粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量）</p> <p style="margin-left: 2em;">飼料から畜産物への移行係数、食品の基準値の案（放射性セシウムについては、乳50ベクレル/kg、一般食品100ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。</p> <p>2. (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 暫定許容値の設定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値</p> <p>① <u>牛</u>、馬、豚、家きん等用飼料中に含まれることが許容される最大値 300ベクレル/kg（粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量）</p> <p style="margin-left: 2em;">飼料から畜産物への移行係数、食品中の暫定規制値（放射性セシウムについては、<u>乳200ベクレル/kg</u>、肉500ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ただし、乳用牛（経産牛及び初回交配以降の牛）又は肥育牛以外の牛のうち、当分の間、と畜出荷することを予定していない牛に給与される粗飼料であって、その生産者自ら生産したもの、又は、単一若しくは近隣の複数の市町村内で耕畜連携の取組等により生産したものについては、例外的に3000ベクレル/kg（水分含有量8割ベース）まで使用を認める。この飼料を摂取した育成牛は、肥育牛として12ヶ月以上肥育した後にと畜出荷すること。</u></p> <p>② (略)</p> <p>2. (略)</p>